

地域包括ケア病棟オープンのお知らせ

当院では、急性期治療後のリハビリ・在宅復帰に向けた医療や支援を行うため、「地域包括ケア病棟」をオープンいたしました。

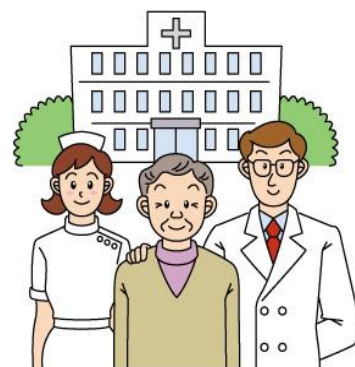
地域包括ケア病棟とは

「地域包括ケア病棟」とは、急性期治療を経過し、病状が安定した患者さんに対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病棟です。

(3階東病棟 45 床)

本来は、一般病棟で症状が安定すると、早期に退院をしていただく事となっています。しかし、在宅での療養に不安があり、もう少しの入院治療で社会復帰できる患者さんの為に、当院では「地域包括ケア病棟」を準備し、安心して退院していただけるよう支援していきます。

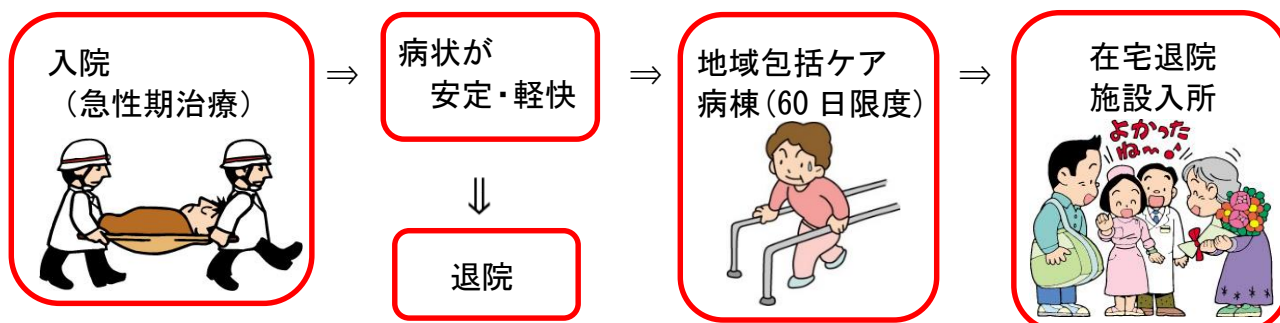
心身が回復するよう医師や看護師、病棟専従のリハビリテーション科のセラピスト等により、在宅復帰に向けて治療・支援を行っています。また病棟専任の医療ソーシャルワーカーが患者さんの退院支援、退院後のケアについてサポートさせていただきます。



どんな場合に入院となるのか？

一般病棟より地域包括ケア病棟へ転棟していただく場合は、主治医が判断し患者さんご家族に提案させていただきます。ご了解いただいた場合、地域包括ケア病棟へ移動し、継続入院となります。

入院期間は、状態に応じ調整いたしますが、60日を限度としております。



入院費について

地域包括ケア病棟に入院された場合、入院費の計算方法が通常とは異なり「地域包括ケア病棟入院料 1」を算定いたします。入院費は定額で、リハビリテーション・投薬料・注射料・処置料・検査料・入院基本料・画像診断料等のほとんどの費用が含まれています。

治療内容によっては、一般病棟より自己負担金が増額する場合がありますが、月の医療費の負担条件が定められていますので、一般病棟の場合と負担上限は変わりません。(75歳以上ではほとんどの場合増額はありせん)

入院に対する留意点

一般的な血液検査・レントゲン検査・投薬治療は可能ですが、一般病棟で行うような高額な医薬品の投与や特殊な検査・手術などには対応できません。

病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病棟に転棟(変更)する場合があります。

